

## 静岡県教育委員会告示第15号

静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱を次のように定める。

平成30年6月1日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、高等学校等を中途退学した後、静岡県内に所在する公立高等学校等で再び学び直す者に対し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も、授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、静岡県が支給する静岡県公立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係規程等)

**第2条** 学び直し支援金の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令」という。）
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）
- (3) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）
- (4) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知）

(用語の定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等
- (2) 公立高等学校等 高等学校等のうち、地方公共団体が設置した高等学校等
- (3) 生徒等 高等学校等に在学する者
- (4) 保護者等 令第1条第1項に規定する者

(支給要件)

**第4条** 学び直し支援金は、次の各号のすべてに該当する者に支給する。

- (1) 静岡県内の公立高等学校等に在籍している者
- (2) 日本国内に住所を有する者
- (3) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度（平成26年4月1日施行）の対象者に限る。）

- (6) 高等学校等を退学したことがある者
- (7) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第4号の規定については、省令第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（支給金額等）

**第5条** 学び直し支援金は、月を単位として支給するものとし、次の額を限度として支給する。

- (1) 全日制課程 9,900円
- (2) 定時制課程 2,700円
- (3) 通信制課程 520円

（受給資格の認定）

**第6条** 生徒等は、学び直し支援金の支給を受けようとするときは、別に定めるところにより、静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から、当該支援金の受給資格を有することについての認定を受けるものとする。

（代理受領等）

**第7条** 高等学校等の設置者は、前条の認定を受けた者に代わって学び直し支援金を受領し、当該認定を受けた者に対して有する授業料の債権の弁済に充てるものとする。

（委任）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の取扱いに関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。